

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年3月19日 09時00分ごろ
発生場所	山口県長門市川尻岬東方沖 長門川尻岬灯台から真方位097° 1.46海里付近 (概位 北緯34° 26.3′ 東経131° 00.2′)
事故の概要	漁船 ^{ゆうしん} 勇信丸は、南東進中、また、プレジャーボート ^{ヨーク} KOEI丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年5月31日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 勇信丸、8.28トン YG2-6528（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート KOEI丸、5トン未満（長さ2.67m） 291-35408山口、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に塗膜剥離 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、川尻岬東方沖を南東進中、船長Aが、船首方に他船を見掛けなかったため、航行の支障となる船舶がないものと思い、航行していたところ、B船と衝突した。 船長Aは、衝突の3、4分前に目視で船首方を確認したとき、船首方に他船を見掛けなかったが、B船の船体が小さかったため、見落としたのではないかと、本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りをしながら漂流中、船長Bが、船首方から接近するA船を認めたが、A船が漂流中のB船を避けるものと思い、漂流を続けていたところ、A船と衝突した。 船長Bは、ふだんから他船が漂流中のB船を避けてくれていたため、本事故時もA船が避けてくれると思っていた。
分析	A船は、船長Aが、航行の支障となる船舶はないものと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、目視で船首方を確認した際、船首方に他船を見掛けなかったことから、航行の支障となる船舶がないものと思ったものと考

	<p>えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、A船が漂流中のB船を避けるものと思ひ、衝突を避けるための動作をとらなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、ふだんから他船が漂流中のB船を避けていたことから、A船が漂流中のB船を避けたらと思つたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南東進中、B船が漂流中、船長Aが見張りを適切に行つておらず、また、船長Bが衝突を避けるための動作をとらなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 漂流中に自船に向けて接近する他船を認めた場合、適切な時機に衝突を避けるための措置を講じること。